

# 国債の決済期間の短縮に伴う国債証券に関する業務規程の特例等の一部改正について

平成 24 年 3 月 30 日  
株式会社名古屋証券取引所

## I. 改正趣旨

国債の決済リスク削減を図る観点から、国債証券の普通取引について、決済期間を短縮すること等に伴い、国債証券に関する業務規程の特例等の一部改正を行います（詳細につきましては、規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

改正の概要は以下のとおりです。

## II. 改正概要

### 1. 国債取引の普通取引に係る決済日の見直し

- 国債証券の普通取引について、売買契約締結の日から起算して3日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（T+2）に決済を行います。
- 売買契約締結の日から起算して3日目の日が、利払期日前3日間（銀行休業日を除外する。）のいずれかの日に当たる場合には、利払期日（休業日に当たる時は、順次繰り下げる。）に決済を行います。

### 2. 上場廃止日の見直し

- 国債証券に係る上場廃止日は、最終償還期日から起算して6日前（休業日を除外する。）の日とします。

### 3. その他

- 取引参加者が顧客の外国証券取引口座を設定しようとするときに、顧客から受ける外国証券取引口座に関する約款に基づく口座の設定の申込みの方法に関し、申込書の受入れ以外の方法（外国証券取引口座約款に基づく口座の設定を申し込む旨の顧客の意思が確認できるもので、取引参加者が定める方法）についても認めることとします。

(備考)

・国債証券に関する業務規程の特例第4条

・債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い5（4）b

・受託契約準則第3条の2第4項

## III. 施行日

平成24年4月23日から施行し、同日以後の売買分について適用します。ただし、II. 3.に係る制度改正は、平成24年4月9日から施行します。

以 上